

10月から厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります!

短時間（パート等）で働く皆さまへ

平成28年10月1日から 厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります! (社会保険の適用拡大)

1. 何が変わるのですか?

現在は、一般的に週30時間以上働く方が厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入の対象ですが、平成28年10月からは週20時間以上働く方などにも対象が広がり、より多くの方がより厚い保障を受けることができます（社会保険の適用拡大）。※対象は従業員501人以上の会社です（裏面参照）。

2. 加入する（適用になる）メリットは?

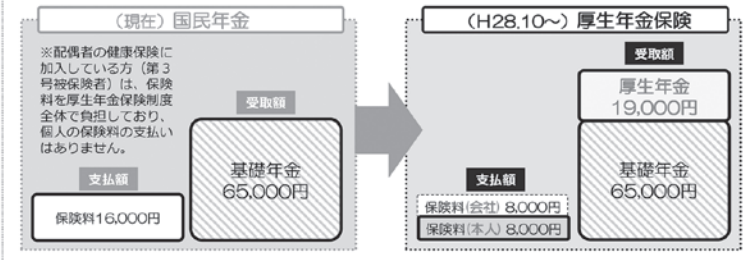
① 将来もらえる年金が増えます

全国民共通の基礎年金に加えて、報酬比例の年金（厚生年金）が終身でもらえます。

モデルケース（月収88,000円）	保険料	増える年金額（目安）
40年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額19,300円/年額231,500円 × 終身
20年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額 9,700円/年額115,800円 × 終身
1年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額 500円/年額5,800円 × 終身

＜保険料と年金額のモデルケース（40年間加入）＞ ※金額は月額

※月収が増えると年金額も増えます。また受取開始後も、物価や賃金により上下するほか、少子高齢化による調整（減額）があります。



② 障害がある状態になった場合なども、より多くの年金がもらえます

厚生年金保険に加入中に万一障害がある状態になった場合に、「障害厚生年金」が支給されます。また、万一お亡くなりになった場合も、ご遺族の方に「遺族厚生年金」が支給されます。

③ 医療保険（健康保険）の給付も充実します

ご自身の勤め先で健康保険に加入すると、賃金に応じた毎月の保険料（上記モデルケースでは、月額4,400円）で、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、賃金の3分の2程度の給付を受け取ることができます（傷病手当金、出産手当金）。

④ 会社も保険料を支払います。一部の方は保険料が安くなる場合があります

会社もあなたのために同じ額の保険料を支払います。つまり、自身が支払った保険料の2倍の額が支払われていることになり、それが将来の厚生年金につながります。また、現在ご自身で国民年金や国民健康保険の保険料を支払っている方は、自身が支払う保険料が安くなる場合があります。



厚生労働省では専用サイトを開設し、社会保険加入のメリットや対象となる方の要件などについて説明するほか、わかりやすいリーフレットも公開しています。

※ 詳細については、
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai/>
こちらのQRコードからも入れます。



厚生年金保険・健康保険（社会保険）は、現在、一般的に週30時間以上働く方が加入対象ですが、10月1日からは、従業員501人以上の会社で週20時間以上働く方などにも対象が広がります。

適用拡大の対象となる方

10月から新たに適用拡大の対象となる方は、以下の要件をすべて満たす方です。
① 週の所定労働時間が20時間以上であること
② 雇用期間が1年以上見込まれ

ること

③ 賃金の月額が8万8000円

以上であること

④ 学生でないこと

⑤ 勤め先の会社の従業員数（正社員など）が501人以上であること

社会保険に加入するメリット

① 全国民共通の基礎年金に加えて、報酬比例の年金（厚生年金）が終身でもらえます。

② 障害がある状態になった場合なども、より多くの年金がもらえます。

③ 医療保険（健康保険）の給付も充実します。

④ 会社もあなたのために保険料を支払います。また、現在ご自身で国民年金保険料・国民健康保険料を支払っている方は、今より保険料が安くなる場合があります。